<遺産分割調停(審判)を申し立てる方へ>

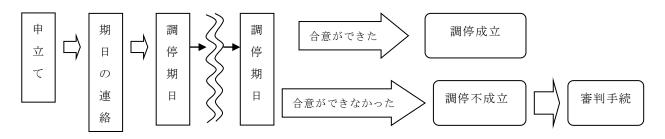
1 概要

亡くなられた方(被相続人)の遺産の分け方について相続人間で話合いがつかない場合には, 家庭裁判所に遺産分割の調停(審判)を申し立てることができます。この調停では,申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人(あなた)及び相手方(ら)から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、 分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話合いを進めていきます。

また,原則として,各調停期日の開始時と終了時に,当事者ご本人全員に同時に調停室に入っていただき,調停の手続,進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので,支障がある場合には,「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので,各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には,自動的に審判手続が開始され,裁判官が, 双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して,審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

- □ 収入印紙→被相続人1人につき、1200円
- □ 連絡用郵便切手→82 円×10 枚, 50 円×40 枚, 20 円×20 枚, 10 円×20 枚, 5 円×10 枚合計 3,470 円

(相続人が6人以上の場合は,相続人が1名増えるごとに,82円×5枚,50円×5枚,20円×5枚,10円×10枚,5円×5枚を追加)

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

次の書類を提出していただきます。

- □ 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分
 - →申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用(全員分)、 申立人用の控えを作成してください。なお、裁判所の窓口に申立書用紙や遺産目録の記載 例がありますので、ご利用ください。
- □ 事情説明書1通(審判の場合は,原本1通と相手方用コピー相手方人数分)
- □ 連絡先等の届出書1通
- □ 進行に関する照会回答書1通
- □ 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本

ア 相続人が被相続人の配偶者,子,親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア,イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて,代襲者と本来の相続人(被代襲者)との 続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

- □ 相続人全員の戸籍謄本、戸籍附票又は住民票
 - ※住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご提出下さい。
- □ (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書, 固定資産評価証明書
- □ (作成されているとき) 遺言書の写し、遺産分割協議書の写し

※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停(審判)進行中の提出書類等

次の書類を第1回調停(審判)期日までに可能な限り提出してください。

- □ 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)
 - →相続税申告書,預貯金の通帳・証書・残高証明書,有価証券・投資信託に関する取引口座 の残高報告書,不動産評価額の査定書など,遺産の内容や評価額が分かるもの。
- □ 被相続人の戸籍附票(又は住民票除票)
 - ※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 提出方法

遺産分割調停(審判)は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合は、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方人数分の通数のコピー(例えば相手方5名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要)を提出し、調停(審判)期日にはご自身用の控えと資料の原物(オリジナル)も持参してください。

書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」 に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この 申出書を参考に、裁判官が相手方の閲覧・謄写(コピー)申請を認めるかどうか判断します。 ※ この提出方法は遺産分割調停・審判での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

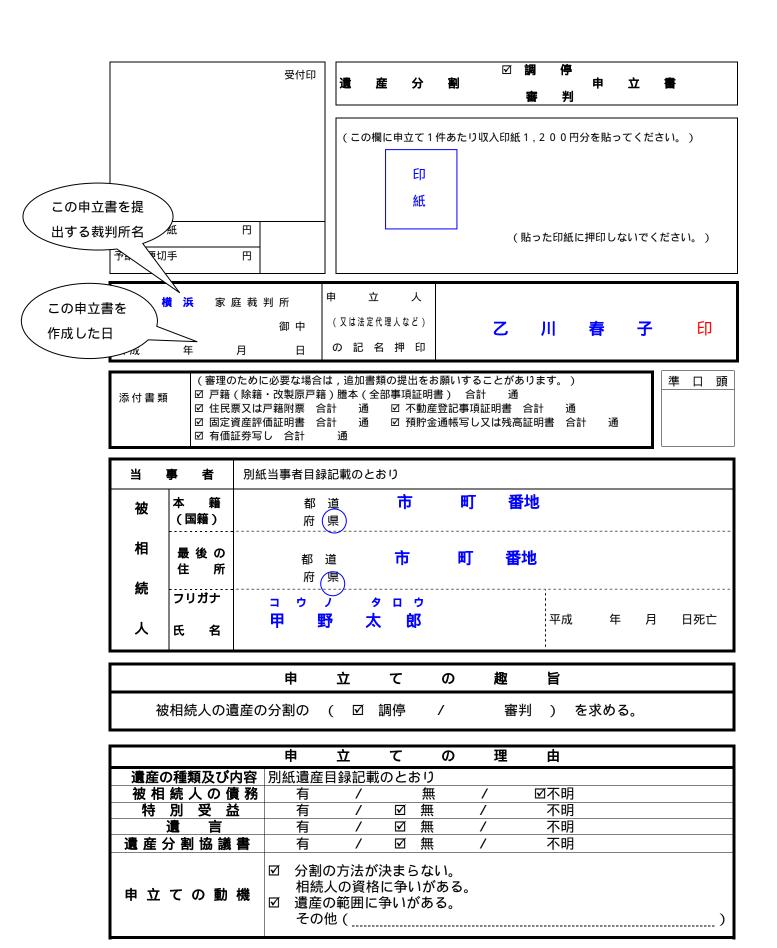
(4) 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

相手方から閲覧・謄写 (コピー) の申請があった場合,これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため,「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても,閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした 書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

4 申立先

調停の場合には相手方の住所地,審判の場合には相続開始地を管轄する家庭裁判所を管轄する家庭裁判所となります。ただし,調停・審判いずれについても,相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており,申立書と共に管轄合意書を提出された場合には,その家庭裁判所でも対応することができます。



(注)太枠の中だけ記入してください。 の部分は該当するものにチェックしてください。 の部分は,被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を 選択した場合には,遺産目録のほかに,特別受益目録を作成の上,別紙として添付してください。

					当	事	者	目/	\$ 3				
		本	籍							知らせても			
7		(国	籍)		都道府県)	市			絡先等の届			
申	相	住	所	〒 神奈川!	県川崎市	× X	\leq	▼ 目1書		絡先を相手 出書に「 <u>非</u>			
立	手	フリ	ガナ	オッ	カワ				… 出書」を	付けて提出			
<u> </u>		氏	名	Z	Л	春	子			田和 平成	年	月 	生
 	方	被相	続人			長	女			(歳)
			続柄			· ·	^						
	V	本 (国	籍)		都道府県)	市	#J	番均	<u>t</u>			
申	相	住	所	〒 神奈川 男	- ■横浜市	X >	×××	丁目:	番 号 (方	·))		
立	手	フリ	ガナ	_	ウノ	Д	ナコ			大正昭和	年	月	日生
人	方	氏	名	Ħ	野	花	子			平成		,,,	歳)
		被相との	続人 続柄			妻							
		本	籍		都道		市	町	番均	tı .			
	$\overline{\mathbf{V}}$	(国	籍)		府県)							
申	相	住	所	〒 神奈川 県	- 模浜市	X	×××	丁目:	番号	7 /	(一卜 方))	号
立	手	フリ	ガナ	٦	ウノ	イョ	チロウ			大正昭和	年	月	日生
人	方	氏	名	甲	野		郎			平成	+	73	歳)
		被相との	続人 続柄			長	男			[「玩人 」
		本	籍		都	道							
		(国	籍)		府!	県							
申	相	住	所	₸	-						(方)
立	手	フリ	ガナ							大正 昭和	年	月	日生
人	方	氏	名							平成 (歳)
		被相との	続人 続柄										
		本	籍		都								
		(国	籍)		府!	県							
申	相	住	所	₹	-					-	(方)
立	手	フリ								大正 昭和 平成	年	月	日 生
人	方	氏	名							平成 (歳)
		被相との	続人 続柄										

⁽注) の部分は該当するものにチェックしてください。

遺産目録の記載例

遺産目録に掲載すべき遺産のうち,以下の遺産については,記載例を作成し,記載方 法等を説明していますので,これらを参考にして,遺産目録を作成してください。

> 土地 記載例 1 借地権 記載例 2 建物 記載例 3 未登記建物 記載例 4 区分所有建物 記載例 5 現金 記載例 6 預・貯金 記載例 7 株式 記載例 8 投資信託 記載例 9 国債 記載例 10 出資金 記載例 11

記載例1(土地)

【十 地】

番号	所	在	地番	地目	地積	備考
1	X	1丁目	番	宅地	平方メートル 200	建物1の 敷地
2	県	市 1丁目		畑 (現況宅地)	480 32 (現況) 493 86	被相続人持分 2/3,申立人 持分1/3

土地1筆ごとに番号を付けてください。

所在欄,地番欄,地目欄,地積欄は,**登記事項証明書の記載のとおり**に記載してください。

地目,地積について,<u>現況</u>が登記事項証明書の記載と異なるときは,固定資産評価証明書等を参照しながら,現況をかっこ書きで記載してください。

(例)地目欄:「(現況 宅地)」 地積欄:「(現況 平方メートル)」

備考欄には次の事項を記載してください。

土地上の建物も遺産である場合は,遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載

(例)「建物1の敷地」

土地の利用状況(土地上の建物の所有者,賃貸の状況など)

(例)「相手方 E 所有建物の敷地」「貸駐車場」「 E に賃貸」

共有の場合は,被相続人の持分割合,他の共有者の氏名及び持分割合

(例)「被相続人 2/3, A 1/3」

被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記している場合は,登記名義人の氏名,相続登記である旨,相続人の持分割合

(例)「登記名義人A」「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」

記載例2(借地権)

借地権も遺産となりますので、被相続人が土地を賃借して自宅を建てていたような場合などは、敷地の登記事項証明書及び賃貸借契約書を確認のうえ、遺産目録【土地】に借地権を記載してください。

【土 地】

番号	所	在	地番	地目	地積	備考
3	借地権 (借地の表示) 区 1丁目			宅地	5 5 0 3 2 借地部分 3 7 8 4 5	建物 2の 敷地

所在欄に「借地権」「(借地の表示)」と記載した上,**登記事項証明書の記載のとおり**に所在欄,地番欄,地目欄,地積欄を記載してください。

借地部分が1筆の土地の一部である場合は,地積欄に,「借地部分」と記載した上で,借地面積(賃貸借契約書に記載されている面積等)を記載してください。

備考欄には次の事項を記載してください。

土地上の建物について,遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載

(例)「建物1の敷地」

土地の利用状況(土地上の建物の所有者,転貸の状況など)

(例)「相手方E所有建物の敷地」「貸駐車場」「Eに転貸」

記載例3(建物)

【建物】

番号	所	在	家 屋番 号	種 類	構造	床面積	備考
1	神奈川県横浜市 1丁目1番地	区 1	1番1	居宅	木造瓦葺平家 建 (現況 2階建)	平方メートル 9 0 (現況) 2階部分 6 0 4 4	申立人居 住 敷地は土 地 1
2	神奈川県横浜市 区 1丁目	1番地1	1番1	共同住宅	鉄骨造陸屋根 2階建	1階320 47 2階480 73	貸アパート 敷地利用権 は土地3の 借地権

建物1棟ごとに番号を付けてください。

所在欄,家屋番号欄,種類欄,構造欄,床面積欄は,**登記事項証明書の記載のとおり**に記載してください。

構造,床面積について,**現況**が登記事項証明書の記載と異なるときは,固定資産評価証明書等を参照しながら,現況をかっこ書きで記載してください。

(例)構造欄:「(現況 2階建)」 床面積欄:「(現況 平方メートル)」

備考欄には次の事項を記載してください。

建物の敷地や借地権も遺産である場合は,遺産目録【土地】の番号と敷地である旨の記載 (例)「敷地は土地1,2」「敷地利用権は借地権3」 建物の敷地が相続人等の所有で敷地利用権について明示の契約がない場合等は<u>敷地の所有者名</u> (例)「敷地は相手方 E 所有」

建物の利用状況(居住者の氏名,賃貸の状況など)

(例)「相手方居住」,「Eに賃貸」

共有の場合は,被相続人の持分割合,他の共有者の氏名及び持分割合

(例)「被相続人 2/3, A 1/3」

被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記している場合は,登記名義人の氏名,相続登記である旨,相続人の持分割合

(例)「登記名義人A」「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」

記載例4 (未登記建物)

【建物】

	173 2						
番号	所	在	家 屋 番 号	種類	構造	床面積	備考
3	(未登記建物) 県 市 目2-3	1丁		居宅	木造亜鉛メッキ	3 2 4 6	敷地は相 手方所有

所在欄に「(未登記建物)」と記載した上で,**固定資産評価証明書の記載のとおり**に,所在欄,種類欄,構造欄,床面積欄を記載してください。固定資産評価証明書にも掲載されていない場合は,建築図面等に基づき,できるだけ正確に,所在欄,種類欄,構造欄,床面積欄を記載してください。 備考欄の記載は,記載例3を参照してください。

記載例5 (区分所有建物)

【建物】

番号	所 在		屋号	種類	構造	床面	積	備考
4	(区分所有建物) 神奈川県横浜市 区 1丁目1番地1 第一八イツ	10	1	居宅	鉄筋コンクリ ート造 1 階建	1階部分 98	2 2	

マンションなどの区分所有建物の場合は,以下のとおり,登記事項証明書中の,次の各欄に記載されている事項を記載してください。

所在欄

「(区分所有建物)」と記載したうえ,「【表題部】<u>(一棟の建物の表示)</u>」に記載されている

<u>所在と建物の名称</u>

家屋番号欄

「【表題部】(**専有部分の建物の表示**)」に記載されている**建物の名称**

(家屋番号ではありませんので,よくご確認ください。)

種類欄

- 「【表題部】<u>(**専有部分の建物の表示)**</u>」に記載されている<u>種類</u> 構造欄
- 「【表題部】<u>(**専有部分の建物の表示)**」に記載されている**構造**</u> 床面積欄
- 「【表題部】(専有部分の建物の表示)」に記載されている床面積

(階数も必ず記載するようにしてください。)

「【表題部】(専有部分の建物の表示)」の下部に「【表題部】(敷地権の表示)」の記載がない場合は、区分所有建物についてなされた登記の効力が、その敷地の共有持分には及びません。この場合には、敷地の共有持分を、区分所有建物とは別個に遺産として目録に記載する必要がありますので、敷地の登記事項証明書を確認したうえ、敷地について、記載例1のとおり、遺産目録【土地】に記載し、その備考欄に「建物の敷地」と記載し、さらに区分所有建物の備考欄にも「敷地は土地」と記載してください。

記載例6(現金)

【現金,預·貯金,株式等】

番号	品目	単位	数量 (金額)	備考
1	現金		424,534円	相手方E保管
2	現金(銀行預金払戻金)		1,250,000円	申立人保管

品目欄に「現金」と記載してください。

備考欄に,必ず保管者を記載してください。

相続開始後に預金を払い戻すなどして現金化し,申立時点に保管している現金がある場合には,現金として記載したうえ,その取得状況をかっこ書きで明らかにしてください。

(例)「現金(銀行預金払戻金)」「現金(還付金)」

記載例7 (預・貯金)

【現金,預・貯金,株式等】

番号	品	目	単位	数量 (金額)	備考
3	銀行 (口 座番号	支店 定期預金 -)		3,104,000円 (相続開始時)	通帳は相手方 保管

4

ゆうちょ銀行 定額貯金 (預入日 平成15年8月1日) (記号番号 -)

1,035,000円 (相続開始時)

通帳は申立人 保管

品目欄に,**銀行名**,**支店名**(ゆうちょ銀行の場合は不要です。),**預金・貯金の種類**(普通預金や 定期預金などの区別),**口座番号又は記号番号**を,数量(金額)欄に残高を記載してください。

<u>定額貯金</u>は,旧郵便局取扱分も,銀行名をゆうちょ銀行とし,<u>預入日</u>をかっこ書きで記載してください。

数量(金額)欄には,**いつの時点**の残高であるかがわかるように,金額の下に「相続開始時」や「平成年月日時点」などと記載してください。

備考欄に,**通帳や証書の保管者**を記載してください。

(例)「通帳は相手方E保管」「証書の保管者は不明」

外貨預金も預金として記載してください。外貨建てMMFは投資信託として記載してください。

記載例8(株式)

株式には,上場株式と非上場株式があります。上場株式とは,東京証券取引所などで取引が行われる株式で,新聞などで株価が確認できる株式です。上場株式以外のものは,すべて非上場株式となります。

【現金,預·貯金,株式等】

番号	品目	単 位	数量 (金額)	備考
5	株式会社 株式	49円	8,000株	証券会社 支店扱い 相続開始日終値
6	株式会社株式	353円	300株	保振制度手続未了 平成年月日終値
7	××株式会社 株式 (代表取締役 申立人)		1,200株	株券は申立人保管

上場株式は、品目欄に、株式会社名と「株式」の記載、単位欄に、1株当たりの株価(その株式の 売買単位ではありませんので、ご注意ください。)を記載し、数量(金額)欄に、株式数を記載して ください。

上場株式については、備考欄に次の事項を記載してください。

取扱証券会社名と支店名

(例)「 証券会社 支店扱い」

株券電子化以降に証券保管振替機構に対する預託手続がまだ行われていない場合

(例)「保振制度手続未了」

株価の基準時

(例)「相続開始日終値」,「平成年月日終値」

非上場株式は、品目欄に会社名と「株式」のほか、相続人やその親族が代表者の場合はかっこ書きで代表取締役の氏名等の記載を、数量(金額)欄に株式数を記載してください。単価欄は記載する必

要はありません

相続人が株券を保管しているときは,その旨を備考欄に記載してください。 (例)「株券は相手方 E 保管」

記載例9 (投資信託)

【現金,預·貯金,株式等】

番号	品	目		単	位	数	量	(金	額)	備	考
8	(投資信託) 証券会社	支店		1円]			8,	543口		
	MMF						(相続開	始時)		
	(契約番号	-)								

品目欄に「(投資信託)」と記載した上,**取扱証券会社名と支店名,商品の名称,契約番号**を,単位欄に1口あたりの金額を,数量(金額)欄に口数を記載してください。

数量(金額)欄には,<u>いつの時点</u>の口数であるかがわかるように,口数の下に,「相続開始時」「平成 年 月 日時点」などと記載してください。

記載例 10 (国債)

【現金,預·貯金,株式等】

番号	品目	単位	数量(金額)	備	考
9	(国債) 銀行 支店 利付国債10年第524回	額 面 10万円	4 口 (相続開始時)		

品目欄に「(国債)」と記載した上,<u>取扱金融機関名と支店名</u>,<u>国債の種類・発行回数</u>(たとえば,利付国債10年第 回など)を記載し,単位欄に額面金額を,数量(金額)欄に口数を記載してください。

数量(金額)欄に,**いつの時点**の口数であるかがわかるように,口数の下に,「相続開始時」「平成 年 月 日時点」などと記載してください。

記載例 11 (出資金)

【現金,預・貯金,株式等】

番号	品	目	単位	数量 (金額)	備考
10	(出資金) 信用金庫	支店	1万円	2 🏻	

品目欄に「(出資金)」と記載した上,出資先の金融機関名と支店名を記載し,単位欄に1口あたりの出資金額を,数量(金額)欄に出資口数を記載してください。

【平成29年3月版】 (横浜家庭裁判所)

〈連絡先等の届出書について〉

今後,裁判所があなた宛てに文書等を送ったり電話したりするために,送付先・電話番号を教えていただく必要があります。「連絡先等の届出書」に、上記事項を記載して、申立書等ともに裁判所に必ず提出してください。

一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合には、再度、「連絡先等の届出書」を速や かに提出してください。

住居所、電話番号の秘匿を希望するとき

「連絡先等の届出書」に記載した「書面の送付場所」,「電話での連絡先」,「送達場所の届出」のうち反対当事者等に知られたくない内容がある場合には,該当する欄の【□非開示希望】にチェックを入れ,「非開示の希望に関する申出書」を上にとじて提出してください。非開示の希望の申出があった項目は,原則として,反対当事者等に開示しません。

※「連絡先等の届出書」以外の書面には、反対当事者等に知られたくない住居所等は記載しないでください。資料の中に知られたくない住居所等が記載されているときは、その部分を黒塗り(マスキング)してコピーをとり、コピーの方を裁判所に提出してください。

送達場所の届出について

裁判所が送付する書面のほとんど(期日通知書等)は、普通郵便で送付場所宛てに送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便(配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法)で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる場所を、下段の「送達場所の届出」欄に記載してください。記載するにあたっては、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号まで、勤務先の場合は、社名・店名まで正確に記載してください。

なお,送達場所は、日本国内に限ります。

また,送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合(実家など)で, ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には,その方を「送達受取人」として 届け出ることができます。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居などの理由によりあなたが実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、注意してください。

この申立書の写しは,法律の定めにより,申立ての内容を知らせるため,相手方に送付されます。 この申立書とともに相手方人数分のコピーを提出してください。

				受付印	遺	産	分	割	調審		亭 判	申	立		
					(この欄I	こ申立て 1	件あた	り収入印紙1,	200	円分	を貼っ	てくだ	さい。)	
収入印			円円						(貼:	った印象	紙に打	押印し	ないでく	ください。)
			家 庭	裁判所御中	申(又は	立 は法定代:	人 理人など)								ED
平成	年	Ē	月	田田			押印								
添付書類	類	戸籍 住民 固定	(除籍 票又は 資産評	こ必要な場合 ・改製原戸籍 戸籍附票 名 価証明書 名 し 合計	籍) 謄 合計	本(全部 通	事項証明 不動)	書)	ることがあり 合計 通 項証明書 合 プレ又は残高証	計	通	· 通	<u>[</u>	準「	頭
当	事	者	別紙	〔当事者目〕	录記載	のとお	וו								
被	本 (E	籍国籍)			都府										
相	最住	後の所				道県									
続 人	フ!	ノガナ								平月		 年	月	日死	······································
	氏	名								-					
				申	立		て	の	趣	自					
À	波相絲	売人の道	遺産の	分割の	(Ē	周停	/	審判)	を	求め	る。		
				申	立		τ	の	理	由					
被相	の種類	類及び 人 の (内容 責務	別紙遺産有	目録	記載(/	かとおり 無	Ę	/	不同不同					

	申	立	τ	の	理	由			
遺産の種類及び内容	別紙遺産	紙遺産目録記載のとおり							
被相続人の債務	有	/		無	/	不明			
特別受益	有	/		無	/	不明			
遺言	有	/		無	/	不明			
遺産分割協議書	有	/		無	/	不明			
申立ての動機	相続	の方法が 人の資格 の範囲に 他(に争い	がある	0)		

(注)太枠の中だけ記入してください。 の部分は該当するものにチェックしてください。 の部分は、被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を 選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。

この申立書の写しは,法律の定めにより,申立ての内容を知らせるため,相手方に送付されます。

<u>この申立書とともに相手方人数分のコピーを提出してください。</u> 当 事 者 目 録

		本	籍	省	ß	道				
		(国	籍)	桥	₹	県				
		住	所	〒 -						,
申	相	ш	771					(方)
÷	=	711 #	······································				大正			,,,
立	手	フリガ					昭和平成	年	月	日 生
人	方	氏	名				+ <i>m</i> .			歳)
		被相続との総								
		本	籍	者	ß	道				
		(国	籍)		₫	県				
_	+	住	所	〒 -						
申	相							(方)
立	手	¬ 11 #								
人	方	フリガ					大正 昭和 平成	年	月	日 生
	,,	氏	名				(歳)
		被相続との総	元人 売柄							
		本	籍	者	ß	道				
		(国	籍)		₫	県				
申	相	住	所	〒 -						
			***************************************				¥	(方)
立	手	フリガ	ナ				大正 昭和	年	月	日生
人	方	氏	名				平成 (歳)
		被相続との総	人							
		本	籍	<u> </u>	ß					
			籍)		ਚੋ					
申	相	住	所	〒 -						
								(方)
立	手	フリガ	ナ				大正 昭和 平成	年	月	日生
人	方	氏	名				平成 (•		歳)
		被相続との総	長				<u>i</u>			
		<u>との数</u> 本	<u>祝</u> 籍	 	:R					
			籍)	杨		県				
ь	+ =	-	-		ט	ᄍ				
申	相	住	所					(方)
立	手	フリガ	ナ				大正 昭和			П 4-
人	方	氏	名				平成	年	月	日生
	. =	被相続との総					(歳)
		//	J V							

遺 産 目 録 (特別受益目録)

【土 地】

L									
番号	所	在	地	番	地目	地。	債	備	考
			霍	-		平方メー	トル		
							! ! !		
							1 1 1 1 1 1		
							! ! ! !		
							! ! ! !		
		として使用する場合に							

(注)この目録を特別受益目録として使用する場合には,(特別受益目録)の の部分をチェックしてください。また,備考欄には,被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。 遺産(/)

遺 産 目 録(特別受益目録)

【建物】

L XE	100 1									
番号	所	在	屋号	種類	構	造	床面	積	備	考
							平方メー	トル		
								1 1 1 1 1		
								i i i		
							エーックして			

⁽注)この目録を特別受益目録として使用する場合には,(特別受益目録)の の部分にチェックしてください。また,備 考欄には,被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。

録 (特別受益目録) 目

遺 産 <u>【現金,預・貯金,株</u>式等】

	<u>,預・貯金,休ェ</u>			,,	424.0	_			222	
番号	品	目	単	位	数	量	(金	額)	備	考
)目録を特別受益目録とし				L					

⁽注)この目録を特別受益目録として使用する場合には,(特別受益目録)のの部分にチェックしてください。また,備考欄には,被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。 遺産(/)

事情説明書(遺産分割)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

<u>なお、調停手続では、この書類は相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。審判手続では、相手方に送付しますので、審判を申し立てる方は、相手方用のコピーも併せて提出してください。</u>

(代理人弁護士の方へ)本書面は、申立人本人作成、代理人作成のいずれでもかまいません。申立書と重複した内容があっても、お手数ですが記載ください。

第1 遺産分割の前	提となる問題についてお聞きします。	
	□ 遺言書はなかった。	
	□ 公正証書による遺言書があった。	
. r.= = +1	□ 自筆証書による遺言書があった。 ⇒下記 ※へ	
1【遺言書】	□ 分からない。	
被相続人の遺言書は	※ 裁判所による遺言書の検認は受けましたか?	
ありましたか?	□ 検認を受けた。	
	(家庭裁判所 支部 平成 年家第	号)
	□ まだ検認を受けていない。	
	□ 遺産分割の話合いがまとまった。 ⇒下記 ※へ	
2【遺産分割協議】	□ 遺産分割を話し合ったがまとまらなかった。	
相続人間で遺産分割	□ 遺産分割について話し合っていない。	
協議の話がまとまりましたか?	※ 遺産分割協議書を作りましたか?	
U1C1/4:	□ はい □ いいえ	
	□ 明らかである(申立書の当事者目録のとおりである。)。	
3【相続人の範囲】	□ 明らかでない。	
誰が相続人なのか明	(その人の氏名)
らかですか?	(その人と被相続人との関係)
	(明らかでない理由)
	□ いない。分からない。	•
力】	□ いる。(相続人名) ⇒下	記 ※へ
相続人の中に、認知	※ 家庭裁判所で後見人等を選任しましたか?	
症や精神障害などが	□ 選任した	
あって,ご自身で物事 を判断することが困難		号)
を判断することが困難な方はいますか?	□ 選任していない。	-37
	L 21 0 0 0 0	

	□ いない。		
5【相続人の行方不	□ いる。(相続人名) ⇒下記 ※∽	\
明】	※ 家庭裁判所で不在者財産管理人を選任しましたか?		
相続人の中に、行方	□ 選任した。		
不明の方はいますか?	(家庭裁判所 支部 平成	年家第	号)
	□ 選任していない。		
	□ 遺産目録のとおりである。		
6【海来の笹田】	□ 概ね遺産目録のとおりだが、他に遺産かもしれない	いものがある。	
6【遺産の範囲】	それは、次のものです。		
遺産かどうかはっき	r.		7
りしないものがありま すか?			
	協議書をお持ちの方は,初めての期日の1週間前までに,	その写しを家庭裁判所	折に
提出して下さい。			

第2 被相続人につ	いてお聞きします。		
1 被相続人の死亡 原	死亡原因()
因と死亡までの状態 (入院していたと か寝たきりであった	年 月まで ()
かんだってあった など)をお書きくだ さい。	年 月まで (口 分からない。)
2 被相続人と同居	□ いない。 分からない。		
し ていた相続人はいま すか?	□ いる。 (相続人	期間	年か月)
3 被相続人の身の	□ いない。 分からない。		
回 りの面倒を見ていた 相続人はいますか?	□ いる。 (相続人	期間	年 か月)
	□ 自己の収入で生計を立てていた。		
4 被相続人はどの よ	□ 相続人()が扶養していた。
うに生計をたててい ましたか?	□ その他()
	□ 分からない。		
5 被相続人の生 前、	□ いない。 分からない。		
同人から不動産や多 額の金銭の贈与を受 けた相続人はいます か?	□ いる。 (相続人	内容)
6 被相続人に債務がありますか?	□ ない。 分からない。 □ ある。(内容	残債務額)

-	
第3 今回の申立につ	いてお聞きします。
	□ 遺産分割の話合いをした。 ⇒下記 ※へ
	□ 遺産分割の話合いをしなかった。
	(理由
	※ なぜ話合いがまとまらなかったと思いますか? *複数回答可
	□ 【遺言書の有効性】を巡って争いになってしまったから。
	□ 【遺産分割協議書の有効性】を巡って争いになってしまったから。
	□ 【相続人の範囲】を巡って争いになってしまったから。
and the second of State	□ 【遺産の範囲】を巡って争いになってしまったから。
1 調停・審判を申	□ 感情的に対立してしまい、話にならなかったから。
立てるまでのいき	□ 話合いに応じなかったり、避けたりしている相続人がいるから。
さつを教えてくださ い。(該当するもの	□ 被相続人の債務や税金・葬儀費用等の分担を巡って争いになってしまった
全てにチェックして	から。
ください。)	□ 使途不明金など過去の管理状況を巡って争いになってしまったから。
	□ 遺産を独占しようとしたり、法定相続分を超える遺産を取得しようとしたりする相続人がいたから。
	□ 代償金をいくら払うかで揉めたから。
	□ 誰が何を取得するかで揉めたから。
	□ その他()
	□ 分からない。
2 主に争いがある	□ 分からない。
の は, どの相続人(も	$\square (\qquad) VS (\qquad) VS (\qquad)$
しくはグループ)の	
間ですか?	

第4 分割方法につい	へてお聞きします。					
	□ 現物の取得を希望する。	(遺産目録の番号をお書きください。)				
	【土地】番号 【建物】	番号 【 】番号				
あなたの希望する 分割方法についてお書 きください。	取得を希望する理由: □ 金銭で欲しい。 □ まだ決めていない。					

ふりがな

進行に関する照会回答書(申立人用)

この書面は,調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可),空欄 には具体的な事情等を記入して,申立ての際に提出してください。審判を申し立てた場合にも,調停手続 が先行することがありますので提出して下さい。 この書面は原則として閲覧・コピーの対象とはしない取扱いになっています。

1 相続人の中に,裁 判所に出頭しないと	いない。 いる。(相続人名 「(出頭しないと思われる方が)に 話合いを拒否しているから。 遠方に住んでいるから。		方にお聞きし	ます。それはな†	ぜですか。
思われる方はいます か。	健康上の問題があるから。 相続分を放棄したいと希望しているから。 その他 (わからない。)			
2 相続人の中に代理 人弁護士が就いてい る方はいますか。	いない。 いる。 (相続人名	_ 弁護士名		電話)
	わからない。				
3 相続人の中に,裁判所で暴力を振るう おそれがある方はい ますか。	いない。 いる。(相続人名 「 (暴力を振るうおそれがある方だしてほしいことがありますか。 特にない。 同席はしたくない。 調停の待合室に配慮してほしい。 調停の日時に配慮してほしい。		という方にお聞	聞きします。裁判	判所に配慮
4 調停期日のご希望 等についてお聞きします。 調停は平日の午前または午後に行われます。 必ずしもご希望に添えるものではありません。	いつでもよい ご希望日 ご都合の悪い日 (現時点で出席できないことが判明してい	1る日		午前・午後 午前・午後)
5 裁判所に配慮を求めることがあれば, その内容をお書きください。					

方

)

御中

連絡先等の届出書

		平成	年	月	日	
		(氏名)				
私の今後の連絡先					沢肢には○タ	·つけてください。
書面の送付場所	※あてはまる項目の□にレ点をつけてください。[]内の選択肢には○をつけてくだされば付場所 □ 申立書の住所欄の場所					
	□委	任状の弁護士	事務所			
	□ 次の場所【 □ 非開示希望】					
				· .		
	1					
		··				
	(了 書) 				
	□住	E居所 □勤務	傍先 □その	の他()
電話での連絡先	□ 委	任状の弁護士	事務所			
※優先順にⅠ,Ⅱに記 載してください。	□ 次の電話番号【 □ 非開示希望[Ⅰ ・ Ⅱ]】					
	Ι	()	[[自宅・勤務先	・携帯電話]
※電話連絡は,平日の 8:30~17:00 の時間 帯になります。	П	()	[[自宅・勤務先	・携帯電話]
	(時間帯等の希望)					
	•		ーーーー こお読みくた	"さい ●		
① 裁判所は,この	● 書面の記	3. 2			しますの	で, 転居等によ
り連絡先が変わっ						
② 非開示希望があ ー (ホッチキス)		•)希望に関す	する申出書」	をステープラ
ー(ハッテキス)	((() ()	(佐山してくた)	2010			
送達場所の届出		記の書面の送	付場所と同	じ		
※特別送達郵便(書留	□次	の場所【□	非開示希望			
扱い)のため, 確実に 受け取れる場所を記 載してください。	₹	_				

□住居所 □勤務先 □その他(

(方書)

送達受取人(氏名

[※] 送達場所の届出欄を記載すると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載さ れた場所に限定され, 改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されません。